

令和7年度 第1回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年4月3日（木）午後1時30分から午後1時55分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
田 中 正 剛	松 本 智恵子	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	岸 田 勝 夫	田 中 利 幸
岡 所 次 郎	北 條 一 宜	

(5) 欠席委員

松 下 孝 彦 登り山 正 嗣

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 長 野 諭

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 4 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認の申請について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 3 号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第 4 号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第1回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において辻千太郎委員、小谷信江委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は11名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計8件であります。

それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第51号から第54号をご説明いたします。

まず、受付番号第51号は、申請地が南区泉田中で市街化調整区域内にあり周辺は田と道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は515平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第52号は、申請地が東区石原町4丁で生産緑地地

区内にあり周辺は田、道路及び宅地に囲まれており、地目は田 1 筆、面積は 4 0 6 平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が代地補償を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第 5 3 号は、申請地が西区鳳西町 1 丁で市街化区域内にあり周辺は田、宅地、雑種地及び道路に囲まれており、地目は田 1 筆、面積は 6 3 2 平方メートルで現在保全管理中一部農小屋の状態です。

今回、譲受人が持ち分の 5 0 分の 4 の贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第 5 4 号は、申請地が美原区北余部で市街化区域内にあり周辺は農道、田、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は田 1 筆、面積は 7 4 7 平方メートルで現在野菜及びハウスの状態です。

今回、譲受人が持ち分の贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上 4 件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第 3 条第 2 項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に

ついて」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第50号から第58号をご説明いたします。

まず、受付番号第50号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区石原町1丁で金属の加工及び製造を行う法人で、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は347平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により現在使用する事業所内の資材置場が手狭なため、本社敷地の隣接である本申請地を取得し露天資材置場として利用するものです。

申請は令和7年3月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷による自然浸透及びU字側溝から東側市道敷に排水する計画です。周囲にはブロックを3段積のうえネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第51号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府松原市岡3丁目で地質・地盤の調査及び地盤改良等の工事を行う法人で、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は1,034平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により、現在賃借している資材置場では手狭なため、事業所に近い申請地を取得し、露天資材置場を整備するものです。

申請は令和7年3月18日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び敷地内U字溝から北側水利組合管理水路に排水す

る計画です。敷地には鉄板を敷設し、周囲には仮囲板を設置します。併せて南西側の出入口には、ゲートを設け段差解消のためにスロープを設置します。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第52号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は中区伏尾に居住する塗装工事業を営む個人で、申請地は中区伏尾の畑1筆、面積は359平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大にあたり、現在賃借している資材置場では手狭なため、事業所に近い申請地を取得し、露天資材置場を整備するものです。

申請は令和7年3月18日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内U字溝から東側道路側溝に放流する計画です。周囲にはブロックを2段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第53号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が美原区今井で鉄鋼の加工、販売業を営む法人で、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,086平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により商用車量の増車及び従業員が増加し現在の駐車場が手狭となったため、事業所の近距離にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年3月21日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は、農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷により自然浸透及び敷地内雨水桝より北側水利組合管理水路に放流する計画です。周囲には、ブロック2段設置の計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いた

します。

次に、受付番号第54号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区深井水池町で建設業及び不動産業を営む法人で、申請地は中区深井畑山町の畑3筆、面積は合計3,260平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在資材置場として使用する倉庫が手狭となったため、本社から近距離にある本申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として使用します。なお、一部については隣接する介護老人保健施設から要望を受け、貸し駐車場として使用するものです。

申請は令和7年3月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、碎石・転圧のうえ自然浸透及び敷地内雨水側溝から西側市道側溝に排水する計画です。農地隣接箇所については、新設ブロックを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第55号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が南区竹城台2丁で運送業を営む法人で、申請地は南区和田の田畑2筆、面積は合計1,186平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大による車両の増車により、新たな駐車場が至急必要となったため、事業所から近距離にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年3月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び敷地内U字溝から東側市道側溝に放流する計画です。周囲には、既設コンクリートブロックを利用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたし

ます。

次に、受付番号第56号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪府富田林市甲田1丁目で建設業を営む法人で、申請地は美原区平尾の田3筆、面積は合計2,269平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により申請地方面の資材置場が緊急に必要となったため、事業所に比較的近く、規模が適当な本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和7年3月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、他の土地も検討した結果、代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷のうえ自然浸透及び敷地内集水桝から東側水利組合管理水路に放流する計画です。隣接農地との間にブロック塀を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第57号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が北区野遠町に居住する金属加工業を営む法人の代表者で、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,041平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している本社敷地内の保管場所が手狭となったため、本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和7年3月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に新設会所を設置し、南側水利組合管理水路に放流する計画です。周囲には、高さ0.5メートルのブロック設置の計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第58号は、所有権を移転し転用するものです。申

請人は譲受人が南区三原台4丁に居住する園芸店を営む方で、申請地は南区豊田の田3筆、面積は合計1,870平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、来客用の駐車場及び資材置場が不足しているため、本申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として使用するものです。

申請は令和7年3月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内にU字溝を設置し、北側の道路内の堺市管理水路から放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題は無いものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題は無いものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第14号と第15号をご説明

いたします。

まず、受付番号第14号は、申請人は南区畑に居住する会社員兼農業の方で、申請地は南区畑の田畑19筆、面積は合計4,096.81平方メートル、現在保全管理中、稲刈り後、耕うん済、うね及び野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第15号は、申請人は北区新堀町2丁に居住する農業兼不動産貸付業の方で、申請地は北区蔵前町2丁の田1筆、面積は988平方メートルのうち973.72平方メートル、現在野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題いたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第4号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に

関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第3号をご説明いたします。

受付番号第3号は、農園開設主体が土地所有者で、申請地は中区堀上町の田1筆、面積は546平方メートルのうち218.55平方メートルで、堺市及び農園開設者による協定及び承認後、市民農園を開設するものです。農園の区画数は10区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は18件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第3号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第29号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず受付番号第57号は、申請地が南区富蔵の田1筆、面積は69平方メートル、現況は農業用倉庫、経過年数は60年以上、次に受付番号第58号は、申請地が南区釜室の田1筆、面積は72平方メートル、現況は倉庫、経過年数は15年以上、次に受付番号第59号は、申請地が堺区三宝町5丁の畑1筆、面積は763平方メートル、現況は露天駐車場、経過年数は10年以上でいずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。以上で、令和7年度第1回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第1号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第2号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第3号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第4号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第1号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第2号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第3号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第4号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長

北 原 芳 子

委 員

北 田 郎

委 員

小 谷 信 江

